

令和2年4月16日

保護者の皆様へ

西宮市長

## 緊急事態宣言による認可保育所等の特別保育への移行について

認可保育所等（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）では、政府からの緊急事態宣言を受け、認可保育所等における感染防止を一層徹底し、子どもたちの命を守ることを最優先にするため、令和2年4月20日（月）から令和2年5月6日（水）まで、真にやむを得ない事情の場合に限り受け入れる『特別保育』に移行します。

保護者の皆様におかれましては、緊急事態宣言および特別保育の趣旨をご理解いただき、原則、家庭保育をお願いします。

### 記

1. 特別保育実施期間 **令和2年4月20日（月）～令和2年5月6日（水）**

2. 特別保育の対象

医療従事者や警察、消防、介護等社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭で仕事を休めず近隣に親族など子供の世話を頼める人がいない場合等、真にやむを得ない場合に限り受け入れを行います。

3. 利用までの流れ

特別保育が必要な方は、事前に『西宮市特別保育申出書』を各施設に提出してください。

※『西宮市特別保育申出書』は各施設にて準備しています。  
また西宮市ホームページからダウンロードできます。



西宮市 HP  
4月16日  
9時公開予定

4. 保育料・給食費の減免

保育料については、令和2年5月6日（水）までの間に施設を利用されなかった場合は、日割り計算により減免します。

給食費については、令和2年4月8日に一般社団法人西宮市私立保育協会から発出されております『緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染拡大防止協力に伴う給食費の返還について』をご参照ください。

5. ご留意いただきたい事項

- ・保育所等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は臨時休園となるため、連絡を受けた場合は直ちにお迎えに来てください。
- ・施設内で感染が確認された場合、調理ができず給食提供ができない可能性がありますのでご了承ください。
- ・保育所等では、在宅中でも電話での育児・健康相談等を実施しています。
- ・今後の状況によっては、上記内容を変更する場合があります。

【お問合せ先】各施設にお問い合わせください